

## 【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説

Q1. 対象工事について、「発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。

A1. 供用開始時期が決められている工事、施工期間が限定されている工事など、工期に関する制約が厳しい工事が該当します。

Q2. 用語の定義について、対象期間における「準備期間」「後片付け期間」の具体的な定義はあるのか。

A2. 準備期間とは、契約日の翌日から現場施工を開始するまでの期間であり、後片付け期間とは、現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間です。  
（詳細については、「週休2日推進工事実施イメージ」参照）

Q3. 発注方式について、発注者指定型と受注者希望型はどのように使い分ければいいのか。

A3. 当初設計金額 35,000 千円以上の工事については原則発注者指定型とし、それ以外の工事については受注者希望型としてください。

ただし、「施工条件明示事項」記載の不確定要素等により、工程に遅延が生じる可能性のある工事については、受注者希望型とすることができます。以下の事例を参考としてください。

### 【工程関係】

現場条件により施工方法や施工時間が制限される可能性がある工事

### 【用地関係】

資機材置き場用の用地を借地する必要があり、借地交渉に期間を要する可能性がある工事

### 【工事用道路関係】

工事用道路に一般道を使用するなど、使用時間帯の制限等がある工事

### 【工事支障物件等】

電柱やマンホールなどの占有物件があり、移設協議等に期間を要する可能性がある工事

Q4. 受注者希望型の場合、週休2日推進工事を適用するまでの具体的な流れはどうなっているのか。

A4. 契約後、受注者が週休2日推進工事を希望する場合には、対象期間開始前までに受発注者協議を行い適用となります。

その後、週休2日に取り組むレベルを設定し、その取組レベルに対応した現場閉所計画表を受注者が作成し、監督員に提出します。

Q5. 発注者指定型において、「受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合」とは、どのような場合か。また、その場合の取扱いはどうすればよいのか。

A5. 契約後の対象期間開始前に以下の例のような状況が生じ、原契約の工期内で4週8休以上の工程を計画することが困難な状態を指します。この場合には、対象期間開始前に受発注者間で対応を協議してください。

【実施が困難な場合の例】

- ・自然災害等により適切な時期に施工を開始できなくなった。
- ・代替できない資材の流通が急に滞り、適切な時期に施工を開始できなくなった。 等

【基本的な対応方法】

- 1)適切な期間を確保するため、工期を延長する。
- 2)契約変更により週休2日推進工事の適用を外す。(対象工事ではなくなるため、労務費補正分の全てを減額変更し、工事成績評定の加算は行わない。)

Q6. 平日に天候不良等で予定の作業ができず、土日祝日に作業を振り替えた場合の取扱いはどのようになるか。

A6. 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所(当日作業開始前に判断した場合を含む。)し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日は現場閉所率算定上の現場閉所日数に含みます。なお、休日作業届等の手続きは受発注者間で事前に済ませてください。

Q7. その建設現場以外(他工事現場、受注者の社屋等)で勤務した場合の取扱いはどのようになるか。

A7. 「現場閉所」は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として扱います。

Q8. 受注者希望型において、当初設定した取組レベルを実績で超えた場合は、設計変更は可能か。

A8. 当初設定した取組レベルを上限として判定するため、実績で超えた場合でも設計変更は行いません。

【例】

取組レベル 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率 21.4%以上 25%未満）

取組実績 現場閉所率 27%

→「4週6休以上4週7休未満」と判定

Q9. 工事成績評価において、発注者指定型と受注者希望型で違いはあるのか。

A9. 成績評価項目のうち、「2 施工状況」「Ⅱ 工程管理」「休日の確保を行っている。」の部分について考え方が異なります。発注者指定型については、取組レベル「4週8休以上」を基準としているため、取組実績が4週8休に満たなかった場合は「休日は適切に確保されていない」という判定になります。受注者希望型については、「当初設定した取組レベル」を基準としているため、設定した取組レベルを満足していれば、取組実績が4週8休に満たなかった場合でも「休日は適切に確保されている」という判定になります。

【発注者指定型】⇒「4週8休以上」を基準

取組実績が4週8休以上 → 休日は適切に確保されている。

取組実績が4週8休未満 → 休日は適切に確保されていない。

【受注者希望型】⇒「当初設定した取組レベル」を基準

・当初設定した取組レベルが4週7休以上4週8休未満の場合

取組実績が4週7休以上4週8休未満 → 休日は適切に確保されている。

取組実績が4週6休以上4週7休未満 → 休日は適切に確保されていない。

Q10. 港湾5職種、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。

A10. 補正対象外です。週休2日を確保した労務単価と考えられるため、労務費の補正は行いません。